

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（令和 6 年松江市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(規則で定める行為) 第 7 条 条例第 9 条の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(24) 略 (25) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第 143 条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業</u> の用に供する線路又は空中線系 <u>(その支持物を含む。)</u> 及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (26)～(30) 略	(規則で定める行為) 第 7 条 条例第 9 条の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(24) 略 (25) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業</u> _____の用に供する線路又は空中線系_____及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 (26)～(30) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。